

ふくい応援ポケモン「カイリユウ」を活用した福井の魅力発信事業仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度に実施するふくい応援ポケモン「カイリユウ」(以下「カイリユウ」という。)を活用した福井の魅力発信事業(以下「本業務」という。)に適用する。

2 目的

北陸新幹線福井・敦賀開業後、国内外で高い人気を誇るポケモンと連携し、県内周遊スタンプラリーや魅力発信に活用することにより、福井への観光・旅行需要の増加、国内外での福井の魅力向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)までの契約とする。

4 内容

1) 「カイリユウ」を活用した県内周遊スタンプラリーの実施

多くの人々が県内を周遊するスタンプラリーの実施を促すため、創意工夫した周知広報を実施すること。

「カイリユウ」を活用したスタンプラリーを、次のとおり運営すること。

ア スタンプラリースポットについては、50か所以上とすること。

イ 「カイリユウ」を活用したスタンプラリーのプレゼント応募数の目標は12,000件以上とすること。

ウ 応募者には、抽選で景品を進呈すること。(500名ほど)

※景品や発送にかかる経費は、受託事業者で負担すること。

エ 広報資材等は次のとおり作成し、スタンプラリースポットへ送付すること。

■スタンプラリー応募用紙付きチラシ(各8万部以上)

※紙媒体以外のスタンプラリーの応募方法を併せて提案する場合、作成するチラシ枚数は任意とする

■ポスター(各5百部以上)

■自立型ポップ(各百個以上)

■「カイリユウ」のスタンプ(スタンプラリースポットの箇所数以上)

「カイリユウ」のアート素材は、県で手配するものとする。

※紙媒体以外のスタンプラリーを実施する場合、設計および仕様については別途協議を必要とする。

■スタンプ台(スタンプラリースポットの箇所数以上)

※インクは水性で準備すること。ただし、紙媒体以外のスタンプラリーを実施する場合は不要とする。

オ スタンプラリーの各種問い合わせに対応する窓口を設置すること。

2) 「カイリユール」を活用した宣伝活動業務

「カイリユール」を活用した宣伝活動業務を行う者および補助するアテンドを手配し、県が指定する場所において宣伝活動を（別表1）の回数行うこと。また、宣伝活動の際に使用する「カイリユール」のPR資材を作成すること。

ア 「カイリユール」の宣伝活動業務を行う者およびアテンドは、株式会社ポケモンによる研修を受けた者でイメージを損なわない動きができる者を手配すること。研修を受けた者を手配できない場合は、別途県で研修の機会を設けるものとする。

イ 「カイリユール」の動作について、株式会社ポケモンによる監修・指導書に従って行うため、その指導に従うこと。

ウ 同日に複数のイベントが開催されることに備え、十分な人員を確保しておくこと。

エ 保管・管理業務を行うものとし、県からの指示により貸出し等の業務（県の指示による指定場所までの配送など）も行うこと。適切な保管業務を行うこと。

オ PR資材は、「カイリユール」が宣伝活動を行う際に配布、活用する。

（別表1）

区分	活動箇所数※・内容
県内	10回程度 ※県主催イベント等における出向宣伝活動 株式会社ポケモンと県が許諾し、派遣の必要性が認められるイベント
県外	2回程度 ※県外での県主催イベント等における出向宣伝活動

3) 「カイリユール」と連携した福井県の魅力発信業務の情報発信

「カイリユール」と連携した取り組みを紹介するHPを運営すること。また、スタンプラリーのスポット、イベント情報やコラボ商品を紹介するなどし、コンテンツの充実を図ること。なお、更新作業は県の指示により受託事業者が実施するものとする。

ア 既存のサイト用のドメインを活用して、HPを運営すること。なお、運営・管理にかかる経費は、当年度の経費に含めるものとする。ただし、ドメイン表記は、県と事前に協議すること。

イ 障害の発生時は、県からの連絡を受けた後、速やかに復旧作業に着手すること。

ウ パソコン用サイト、スマートフォン用サイト、携帯電話用サイトに対応したSSL通信に必要な電子証明書の調達と設定すること。

4) ポケモン事業お披露目式開催業務

ポケモンに関する公のイベントが発生する際は県内外の方に広くPRするお披露目式を開催すること。なお、お披露目する内容については、契約締結後、受託事業者の説明するものとする。

ア 式典会場に合わせて必要な備品を用意し、設置すること

イ 式典に必要なスタッフ（MCを含む）を配置し、式典に必要な台本やレイアウト図

を製作すること

5) 業務行程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務行程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、福井県交流文化部誘客推進課と協議すること。

6) 業務遂行中の事故及び損害

業務遂行に際しては、人身事故、物損事故、その他業務遂行に際し発生が想定される事故を未然に防止する義務を、受託事業者が負うものとする。

業務の遂行にあたり発生した事故等については、受託事業者の責任において、対処することとする。

事故等により発生した損害は、受託事業者が負担するものとする。

7) その他

ア 本仕様書に定めのない事項、およびこの仕様書に関し疑義が生じたときは、誘客推進課と受託事業者の協議により決定する。

イ 受託事業者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分（総合的企画及び業務遂行管理等）を再委託することはできない。

ウ 受託事業者は業務の運営に関して、誘客推進課と十分な打合せを行うとともに、報告を求められた場合には速やかに報告を行わなければならない。なお、打合せの記録は受託事業者が作成するものとする。

エ 業務に必要な許可等の手続きについては受託事業者が行う。

オ 不測の事態に備え、イベント保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えることとする。

カ 関係法令等を遵守し、その適用及び運用に関しては、受託事業者の責任において適切に行うこととする。

キ 本仕様書に記載されていない内容でも、受託事業者が当然行うべき事項は実施することとする。

ク 本事業の実施にあたり、知り得た個人情報等を漏えいおよび利用しないこと。